

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	42299902	
事務事業名	公衆浴場衛生設備改善補助事業	
予算書の事業名	8. 公衆浴場衛生設備改善補助事業	
事業期間	開始年度	昭和54年頃
	終了年度	当面継続
	業務分類	4. 負担金・補助金
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input checked="" type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	02040100
部名等	民生部	
課名等	環境安全課	
係名等	環境政策係	
記入者氏名	山崎 杏奈	
電話番号	0765-23-1004	

政策体系上の位置付け	コード2	241019
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらすためのまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	
区分	健康づくり・疾病予防	
基本事業名	その他	

予算科目	コード3	001040105
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	5. 環境衛生費	

◆事業概要 (どのような事業か)		実績		計画			
経営の合理化と公衆衛生の向上を図るため、公衆浴場の衛生設備改善を行う者に対し補助金を交付する。		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 公衆浴場事業者	① 公衆浴場数	軒	11	11	11	11
		②					
		③					
手段	<平成21年度の主な活動内容> 補助金申請 1件 補助金額1,549,000円	① 補助件数	件	0	1	0	0
	*平成22年度の変更点 特になし	② 補助金交付額	千円	0	1,549	0	0
		③					
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 公衆浴場の経営の合理化を図る。	① 廃業した公衆浴場	軒	3	0	0	0
		② 補助件数率	%	0.00	100.00	0.00	0.00
		③					
その結果	<施策の目指すすがた> 心身ともに健康である人が増加しています。	↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入					
◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 昭和49年に「富山県公衆浴場衛生設備改善事業及び公衆浴場施設等整備事業補助金交付要綱」が制定され、本市においても県に習って昭和54年に「魚津市公衆浴場衛生設備改善補助金交付要綱」を制定されたと推測される。		財源内訳	(千円)	0	0	0	0
		(2) 地方債	(千円)	0	0	0	0
		(3) その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0
		(4) 一般財源	(千円)	0	1,549	0	0
		A. 予算(決算)額(①~④の合計)	(千円)	0	1,549	0	0
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 昭和56年制定「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」において地方公共団体は公衆浴場の経営の安定を図るため必要な措置を講ずることで、住民の公衆浴場の利用の機会確保に努めることが任務となった。 近年、自宅に浴室が設置されるようになり、公衆浴場の市民ニーズは事業開始時に比べると低下してきている。また、施設の老朽化や後継者不足により、公衆浴場は減少してきており、今後も減少することが予想される。		① 事務事業に携わる正規職員数	(人)	0	1	1	1
		② 事務事業の年間所要時間	(時間)	0	20	20	20
		B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	0	84	84	84
		事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	0	1,633	84	84
		(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 事業者から、県と同一ではなく、市独自の補助制度を作ってもらえないかとの意見があった。		◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)				
		● 把握している	県内の補助対象設備、補助対象基準額				
		○ 把握していない					

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
<input type="radio"/> 直結度大 <input checked="" type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	説明 補助することにより、経営の合理化が図られ、公衆浴場を確保されることで、住民の健康の増進に資することに間接的に貢献する。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input checked="" type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) のため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
あり	説明 社会福祉課において高齢者ふれあい入浴事業として、高齢者に無料入浴券を配布している。しかし、この事業は近年、目的の大部分が公衆浴場の経営安定化のための補助の観点が強くなってきている。そのことから、両事業を統合し、公衆浴場の経営安定化のための直接補助を行っていくことを検討する必要がある。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 今後公衆浴場は減少していくことが見込まれるので、補助件数も年々減っていくことが予想される。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 既に必要最小限の業務時間で行っている。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし	説明 公衆衛生の向上のための補助事業であり、適正な水準と考えられる。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
<input type="radio"/> 高い <input checked="" type="radio"/> 平均 <input type="radio"/> 低い	説明 公衆浴場の設備が故障した場合、それを利用する市民へ影響を及ぼすものである。受益者負担についても、持ち風呂率が上昇する中で公衆浴場の経営も悪化してきており、その果たす役割も勘案すると適当であると考えられる。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
<input type="radio"/> 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い <input type="radio"/> 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い <input type="radio"/> 比較的多くの市民などがニーズを感じている <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがある <input checked="" type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある <input type="radio"/> 目的はある程度達成されている <input type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
<input type="radio"/> 緊急性が非常に高い <input type="radio"/> 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす <input type="radio"/> 市民などのニーズが急速に高まっている <input checked="" type="radio"/> 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい <input type="radio"/> 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 成果向上の余地あり
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> コスト削減の余地あり
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり
2) 今後の事務事業の方向性	
<input type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施	
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止	
<input checked="" type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携	
<input type="radio"/> 目的見直し <input type="radio"/> 事務事業のやり方改善	

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成23年度)	社会福祉課で実施している高齢者のふれあいの場の創設事業の目的、必要性と、公衆浴場の公衆衛生に果たす役割も検討し、両事業の統合について検討する。 コストの方向性 増加
	中・長期的 (3～5年間)	スーパー銭湯への住民の趣向の変化などの要因により、公衆浴場は次第に減少することが予想されるので業務も減っていくことが見込まれる。しかし、公衆浴場の公衆衛生に果たす役割から補助の在り方について整理していく。 成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

公衆浴場は住民の日常生活において欠くことのできない施設であり、住民の健康増進に関し重要な役割を担っているにもかかわらず減少している状況である。その背景には家庭風呂の普及やスーパー銭湯の増加によるものと考えられる。公衆浴場については、その目的から物価統制令の規定に基づき入浴料金が定められており、前記の状況により経営も厳しい状況下にあること、また、公衆衛生上の役割、災害時における被災者等への衛生上の果たす役割も大きいことから継続が必要である。しかしながら、社会福祉課で実施している高齢者のふれあいの場の創設のための高齢者ふれあい入浴事業については、公衆浴場への補助目的も強く、両事業について統合も含め整理が必要と考える。	二次評価の要否 必要
--	---------------

★経営戦略会議評価 (二次評価)

(空欄)
